

生産及び技術パークの法的地位に関する
2009年12月17日付モンゴル国法律[仮訳]
2015年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 パークに対する国又は地方自治機関の権限
- 第3章 パークに係る活動
- 第4章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、生産及び技術パークの法的根拠を確定し、生産及び技術パークの設立、その指導管理、活動並びに監督システムと関連する関係を調整すること存する。

第2条 生産及び技術パークの法的地位に関する法令

- 1 生産及び技術パークの法的地位に関する法令は、モンゴル国憲法、この法律及びこれらに適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと異なる定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 法的術語の定義

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。
 - (1) 「生産及び技術パーク」(以下「パーク」という。)とは、生産及び技術の発展に係る特定の目的を実現する隔離した領域、ビジネスに係る適切な環境及びインフラストラクチャーの保障があり、特定の分野における活動により相互に連携した生産、技術及び役務の総体をいう。
 - (2) 「パークの指導管理者」とは、パークに係る活動に従事する特別認可証を保有する法人をいう。
 - (3) 「パークの単位」とは、パークの領域において活動に従事する経済単位又は科学研究機関をいう。

第4条 パークを設立する目的

- 1 パークは、次の目的をもってこれを設立する。
 - (1) 新規の、進歩的な、又は高度な技術を移転し、普及し、又は定着させる目的
 - (2) 輸出用生産製品若しくは輸入に代替する生産を支援し、又は経済的競争力を高める目的
 - (3) 自然環境を損なわない生産を発展させる目的
 - (4) 地区の社会及び経済的発展を支援する目的
 - (5) 中小製造事業又は家内生産若しくは役務を発展させる環境を形成し、就業場

所を出現させる目的

第2章 パークに対する国又は地方自治機関の権限

第5条 国家大フラルの権限

1 国家大フラルは、パークに係る活動を取り扱う、経済、社会及びビジネスに係る適切な環境を形成するのに向けられた国の政策を確定する。

第6条 政府の権限

1 政府は、パークについて、次の権限を行使する。

- (1) パークについてよるべき国の政策を実施し、法令の執行を組織する権限
- (2) パークに係る活動を国が支援するのに必要とされる財政資源を形成する目的のために有価証券を発行し、外国の優遇的ローンに対し財産的保証を発行する権限
- (3) パークに係る活動に従事する特別認可証を授与し、延長し、停止させ、回復させ、又は失効させる権限
- (4) パークに係る活動に対し支援を供与し、又は監督を行う事項について関連する規則、手続又は指示を承認して遵守させる権限
- (5) 法律所定のその他の権限

第7条 国家行政中央機関の権限

1 軽工業に係る事項を取り扱う国家行政中央機関(以下「国家行政中央機関」という。)は、パークについて次の権限を行使する。

- (1) パークに関する法令を実施し、執行を保障させ、又は監督を行う権限
- (2) パークにおいて従事する生産分野及び活動の方針並びに製品の種類のリストを工業化及びイノベーションの政策、地方のインフラストラクチャーの開発、原材料及び労働力資源並びに市場の需要及び必要を考慮して決定し、又は更新する権限
- (3) パークに係る活動に従事する特別認可証(以下「特別認可証」という。)を授与し、延長し、停止させ、回復させ、又は失効させることについて提案を立案し、政府をして決定させる権限
- (4) パークの指導管理者と契約を締結し、実施を保障させ、履行につき監督を行い、又は結論を下す権限
- (5) 法律所定のその他の権限

第8条 地方自治機関の権限

1 アイマグ又は首都の国民代表者会議は、パークについて次の権限を行使する。

- (1) 当該地方の発展計画、インフラストラクチャーの開発及び国がよるべき政策に適合させてパークの領域又は所在地を確定する権限
- (2) パークに係る活動を支援する地方のファンドを設立し、それに出資を集中させ、処分し、又は監督を行う権限
- (3) 法律所定のその他の権限

第9条 アイマグ又は首都の政府の首長の権限

1 アイマグ又は首都の政府の首長は、パークについて次の権限を行使する。

- (1) 当該領域においてパークに係る活動を支援する地方のプログラムを承認し、その実施につき監督を行う権限
- (2) パークに係る活動に起因して自然環境にもたらすマイナスの影響につき監督を行う権限
- (3) 法律所定のその他の権限

第3章 パークに係る活動

第10条 パークに係る活動に従事する特別認可証の授与又は延長

- 1 次の要求を満たした法人は、パークの設立に関する申請を国家行政中央機関に対し提出する。
 - (1) モンゴル国の法令に従い設立された者であること。
 - (2) モンゴル国に対し納税している者であること。
 - (3) パークの発展計画を実施する財務、経済、技術及びマネジメントに係る能力を有していること
- 2 国家行政中央機関は、法人に特別認可証を与えるか否かについて意見を形成するのにおいて次の文書を根拠とする。
 - (1) パークの技能及び経済的根拠
 - (2) パークの発展計画
 - (3) パークの技能及び技術水準の評価
 - (4) 自然環境に影響を及ぼす状況の評価
 - (5) 契約を締結するパークの単位のリスト
 - (6) 当該アイマグ又は首都の国民代表者会議の議長の意見
- 3 政府は、前項所定の特別認可証を5年までを期間として授与する。
- 4 特別認可証に基づいて、国家行政中央機関は、パークの指導管理者と契約を締結する。
- 5 国家行政中央機関は、前項所定の契約を年度ごとに総括し、政府に対し報告して知らせる。
- 6 第3項所定の特別認可証の期間が終了した場合には、契約の履行結果に基づいて、政府は、特別認可証を5年までを期間として延長することができる。

第11条 パークの指導管理者の権利及び義務

- 1 パークの指導管理者は、次の権利を享有し、義務を引き受ける。
 - (1) 国家行政中央機関と契約を締結し、実施を監督する権利
 - (2) 前条第2項第(5)号所定のリストに入ったパークの単位と技能及び経済的根拠、技能及び技術の水準の評価並びに関連する機関をして発行させた自然環境に対し影響を及ぼす状況の評価に基づいて、契約を締結する権利
 - (3) パークに係る活動にとって必要である役務を供与する義務

第12条 パークにおいて禁止すべき活動

- 1 パークにおいて次の活動に従事することは、これを禁止する。
 - (1) アルコール飲料の生産
 - (2) たばこの生産
 - (3) 麻薬又は精神に影響のある物質の生産
 - (4) 法律により禁止された化学的毒性物質又は放射性物質を使用する生産
 - (5) 自然環境にマイナスの影響のある活動
 - (6) 法律により禁止されたその他の活動

第13条 特別認可証の停止、回復又は失効

- 1 権限を有する国家監察官は、パークに係る活動に次の違反が出現したという結論を下した場合には、関連する法人に授与した特別認可証を停止させる旨の提案を国家行政中央機関に対し提出する。
 - (1) パークの発展計画に従わないで活動に従事し、又は計画所定以外の活動に従事したこと。

- (2) 国の供与した支援を目的以外のために使用したこと。
 - (3) 契約所定の期間において活動に従事しなかったこと。
 - (4) 法律又は契約所定以外の場合に該当したこと。
- 2 前項所定の結論に基づいて、経済活動の特別認可証に関する法律第 13 条の定めに従い、特別認可証は、これを停止させ、又は回復させる。
 - 3 前条の定め違反したこと又は経済活動の特別許可証に関する法律第 14 条所定の根拠により、パークに係る活動に従事する特別認可証は、これを失効させる。

第 4 章 その他の規定

第 14 条 生産及び技術パークの法的地位に関する法令の違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律に違反した故意又は過失のある者に刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官又は権限を有する国家監察官は、違反の性質を考慮して次の行政処罰を科する。
 - (1) 第 12 条第 1 項第(1)号ないし第(5)号の定め違反した個人は最低労働賃金額に 30 倍ないし 50 倍を乗じたものと等しい範囲のトグルグの、法人は 50 倍ないし 100 倍を乗じたものと等しい範囲のトグルグの罰金を科する。
 - (2) 第 13 条第 1 項第(1)号ないし第(4)号の定め違反した法人は、最低労働賃金額に 50 倍ないし 100 倍を乗じたものと等しい範囲のトグルグの罰金を科する。

第 14 条 法律違反者引き受けさせるべき責任 (2016 年 9 月 1 日から施行予定)

- 1 この法律に違反した個人又は法人は、刑法又は行政的違反行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：村瀬健太 吉川景司 事務局長：大牟田啓)